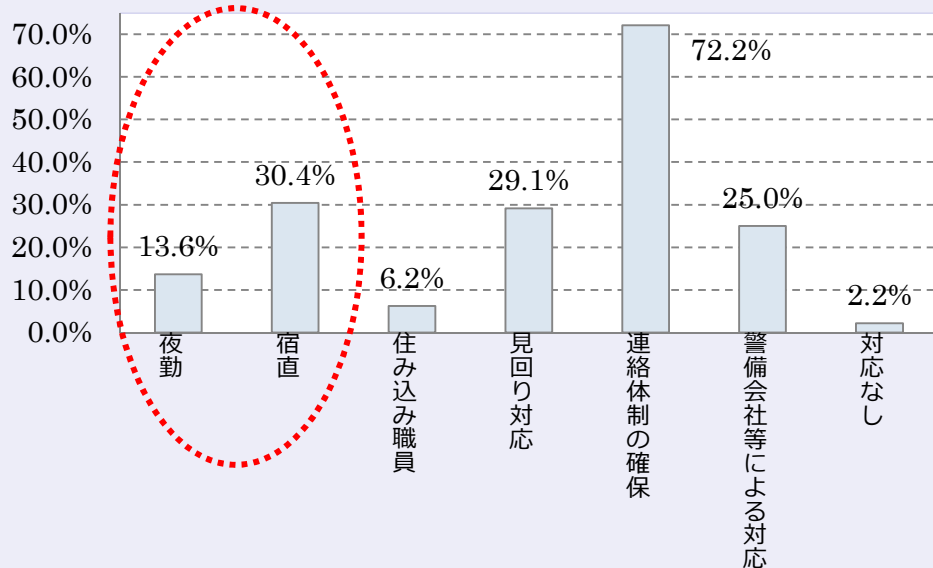


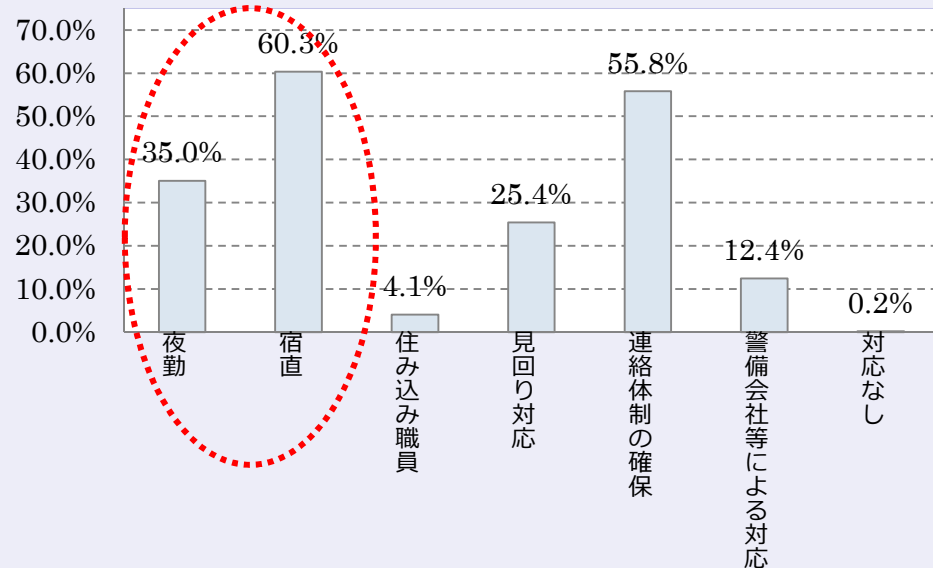
(参考6) グループホーム・ケアホームの夜間支援体制の状況

グループホーム、ケアホームにおいては、基準省令に基づき、バックアップ施設と連携すること等により夜間における利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制を確保している。

全ての共同生活住居



重度（障害程度区分4以上）の入居者が8割を超える共同生活住居



(出典) 「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査」(H25.2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ)

(参考) 現行の夜間支援体制加算等の概要

夜間支援体制加算(Ⅰ)

- ・ 夜間及び深夜の時間帯に介護等を行うための勤務体制を確保している場合に加算を算定

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)

- ・ 夜間及び深夜の時間帯に警備会社との警備業務の委託契約等により、防災体制を確保している場合に加算を算定

夜間支援体制加算(Ⅱ)・夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)

- ・ 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されている場合に加算を算定

(加算の算定実績)

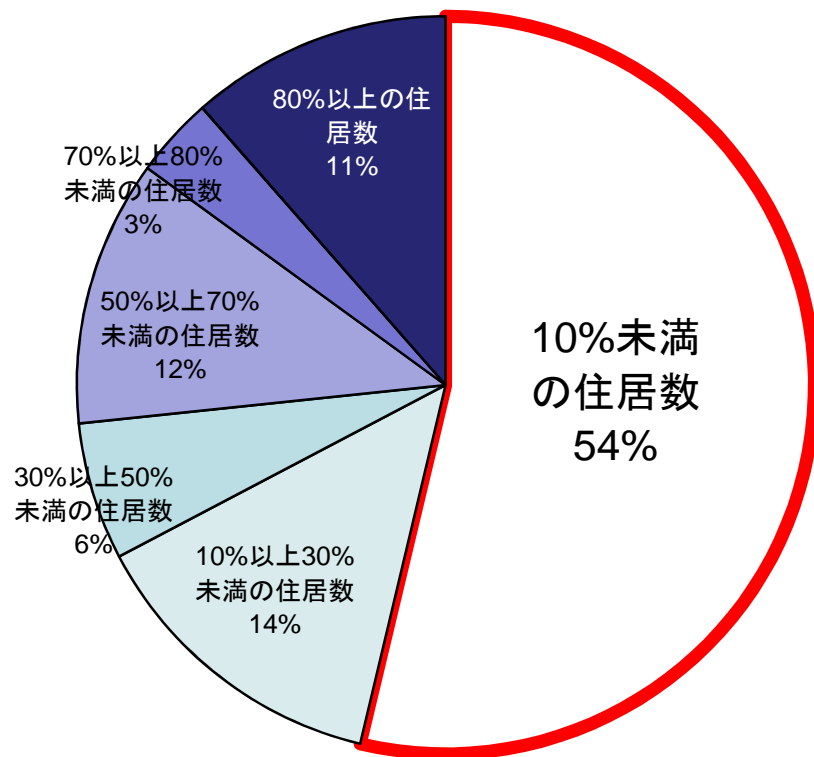
夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) (グループホーム)		夜間支援体制加算(Ⅰ) (ケアホーム)	
請求事業所数 (全事業所数)	請求利用者数 (全利用者数)	請求事業所数 (全事業所数)	請求利用者数 (全利用者数)
1,599事業所	13,862人	4,216事業所	36,683人
(3,513事業所)	(26,684人)	(4,371事業所)	(56,243人)

(出典) 国保連データ(平成25年4月サービス提供分) 4

(参考7) グループホーム・ケアホームの共同生活住居ごとの入居者の状況

グループホーム・ケアホームの共同生活住居の入居者のうち、重度(障害程度区分4以上)の障害者が占める割合をみると、平均で25.2%となっている。

その分布をみると、入居者の半数以上が重度である共同生活住居は、全体の26.5%(4,070住居)となっており、1割未満の共同生活住居が53.4%(8,189住居)となっている。



重度(障害程度区分4以上)の者の占める割合の平均 25.2%

重度(障害程度区分4以上)の障害者が占める割合	共同生活住居数	割合
10%未満の住居数	8,189	53.4%
10%以上30%未満の住居数	2,074	13.5%
30%以上50%未満の住居数	988	6.5%
50%以上70%未満の住居数	1,782	11.6%
70%以上80%未満の住居数	536	3.5%
80%以上の住居数	1,752	11.4%

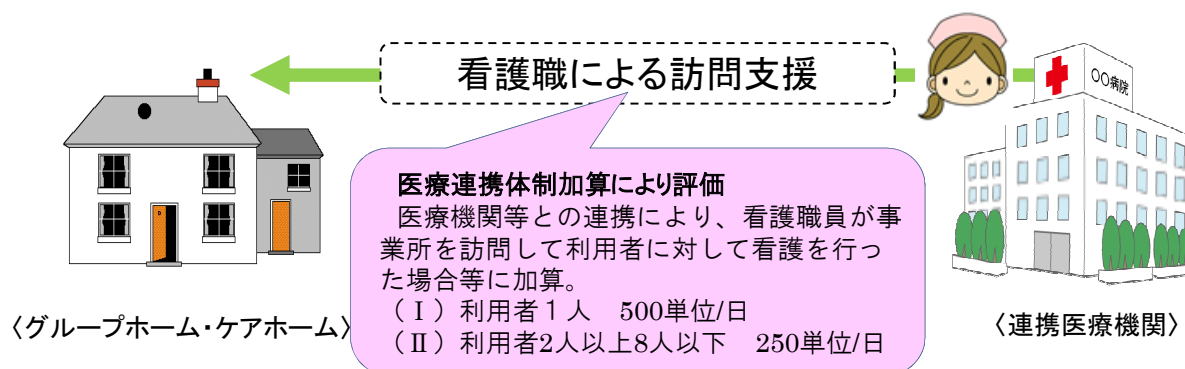
(参考8) グループホーム・ケアホーム利用者の医療サービス等の状況

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会の報告書によれば、グループホーム・ケアホームにおいて利用者が受けている医療等サービスをみるとそのほとんどが『投薬・服薬管理』となっている。

必要な医療的ケア	人数	構成割合
導尿・浣腸・摘便	55人	1.4%
経管栄養・吸引	11人	0.3%
気管切開の管理・人工呼吸器の管理	9人	0.2%
投薬・服薬管理	3,644人	95.5%
胃ろうによる食事とその管理	8人	0.2%
糖尿によるインシュリン注射	51人	1.3%
医療的ケアの必要な入居者数	3,816人	100.0%

(出典) 平成21年度障害保健福祉推進事業 グループホーム(ケアホーム)全国基礎調査2009報告書(日本グループホーム学会)

(参考) 現行の医療連携体制加算の概要



(加算の算定実績)

	グループホーム		ケアホーム	
	請求事業所数	請求利用者数	請求事業所数	請求利用者数
医療連携体制加算(Ⅰ)	17事業所	59人	32事業所	84人
医療連携体制加算(Ⅱ)	11事業所	83人	42事業所	338人

(出典) 国保連データ(平成25年4月サービス提供分)

一元化後のグループホームの設備基準に関する論点

(1) 基本的考え方

- 「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」は、現行のグループホームとケアホームの基準に差異がないことも踏まえれば、**共通の基準を設ける**ことが考えられるが、どうか（サテライト型住居の設備基準については後述）。
- 平成23年に成立した地域主権一括法の施行により、グループホーム・ケアホームの設備に関する基準については、「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準）とされた居室面積基準などごく一部を除き、現在も、**各地方自治体の責任において、地域の実情に応じた適切な基準を定めていただいている**。このため、**国の基準については**、特に利用者の重度化・高齢化へ対応する観点から検討を行う（2）の基準を除き、**基本的に現行どおりとする**ことが考えられるが、どうか。
- その上で、事業者の意向等により、肢体不自由者や重症心身障害者、行動障害のある者など**それぞれの障害特性に対応したグループホームを設置する際の支援方策を検討すべき**と考えるが、どうか。

(参考) グループホーム、ケアホームの主な基準に係る条例委任の考え方

基準の類型	基準の例	厚生労働省の対応
人員配置基準	世話人：常勤換算で利用者数を10で除した数以上 等	従うべき基準
居室面積基準	居室：収納設備等を除き、7.43㎡以上 等	従うべき基準
人権に直結する運営基準	○ 内容及び手続きの説明及び同意 ○ サービス提供拒否の禁止 ○ 身体拘束等の禁止 等	従うべき基準
利用定員	共同生活住居の入居定員：原則2人以上10人以下 等	標準
上記以外の施設・設備・運営基準	○ 共同生活住居の立地：住宅地かつ入所施設又は病院の敷地外 ○ 心身の状況等の把握 ○ サービスの提供の記録 等	参酌すべき基準

(2) 共同生活住居の入居定員

- 現行、新築（全面改築を含む）の場合の共同生活住居の入居定員は10人以下と規定されているが、**複数人介助が必要な重度障害者等が多く入居するグループホームや都市部など土地の取得が極めて困難な地域**については、**規模に関して一定の配慮が必要**との意見もある。
- このため、次の事由に該当する場合であって、都道府県知事が特に必要と認める場合については、例外的に入居定員を10人以上とすることが考えられるが、どうか。

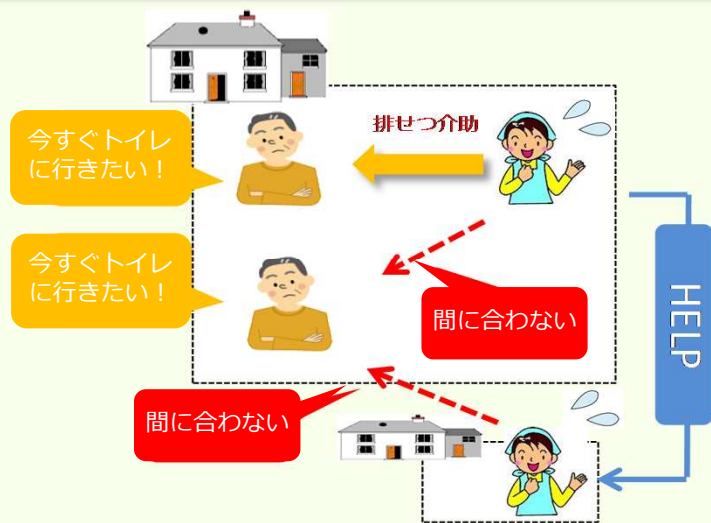
☆ **主として障害の程度が重い者を入居させる場合**

☆ 都市部等において、**既存の10人以上が入居する共同生活住居を建替える場合**であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できない場合など**建て替え後に共同生活住居を複数に分けて設置することが困難な場合**

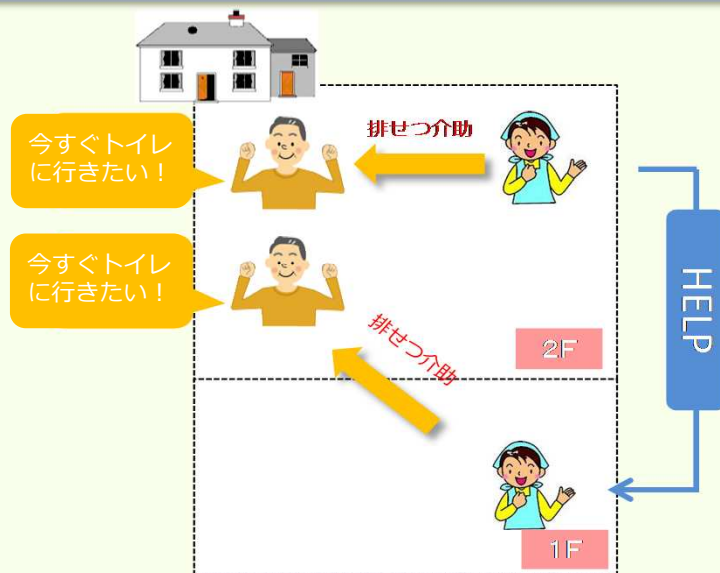
→ これらの規模の大きい住居の設置については、地域の安心安全機能を高める観点から安心コールセンターの拠点となるなど**地域に開かれた機能の付加を要件とすること**なども考えられる。

(参考) 複数人介助が必要な重度者が多く入居するグループホームの特例のイメージ

共同生活住居が点在している場合



1つの共同生活住居内に2ユニットある場合



→ 大規模な共同生活住居を認めることによって、職員配置が同じでも、夜間等の緊急時や入浴、排せつ時などに複数の生活支援員等による集中的な支援が弾力的に行えるようになるのではないかと。

(参考9) グループホーム・ケアホームの設備等に関する基準

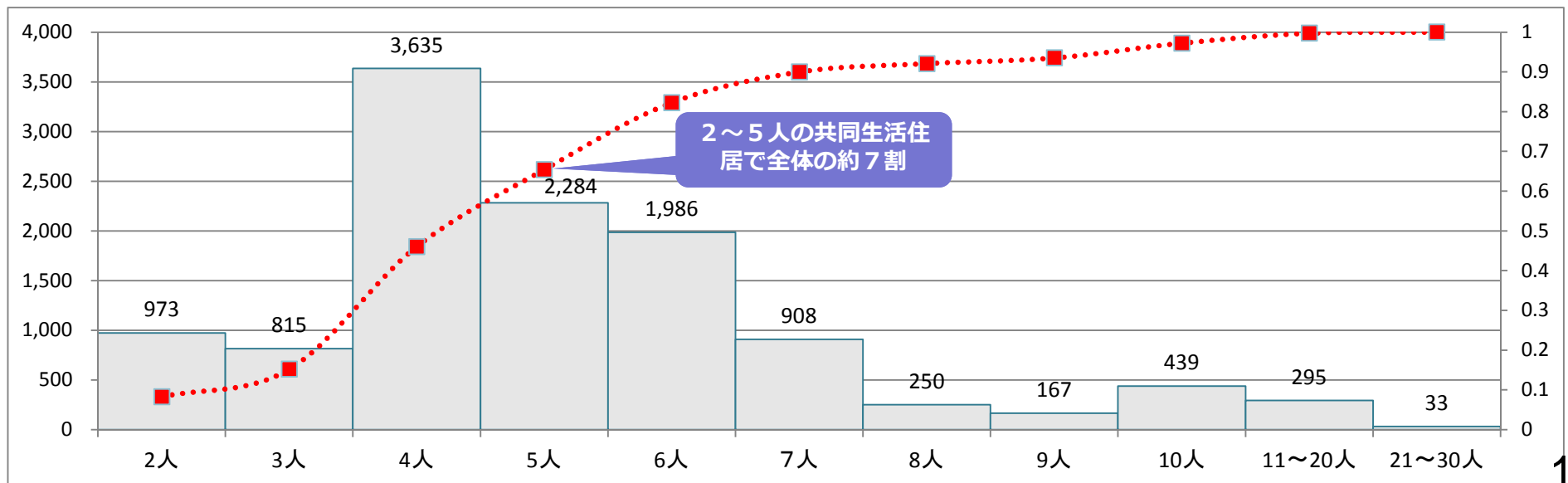
障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) (抄)

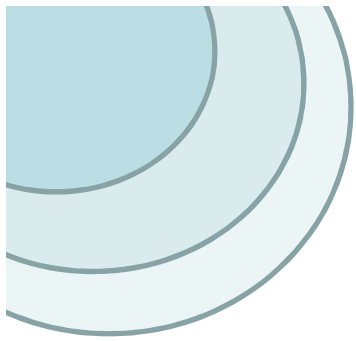
第140条

- 2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、1以上のユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - 二 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第210条 第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

(参考) 共同生活住居の規模別か所数 (出典：平成23年社会福祉施設等調査)





Ⅲ 一元化後のグループホームの報酬に関する論点